

だから安心、国民年金

国が運営しているから安心です

国民年金は、国が責任を持って安全・確実に運営する制度です。これまで国民年金（基礎年金）の給付に必要な費用の三分の一を国が負担してきており、その割合は、平成二十一年までに二分の一に引き上げられることになっています。

生涯にわたり受けられるから安心です

国民年金は、どんなに長生きしても生涯にわたって受け取ることができます。「若い世代は保険料を払っても、その分戻ってこないから、払い損“だ”という声を聞くことがあります。

一定の前提のもと、給付と負担の関係を試算してみると、二〇〇五年生まれの方の場合で負担（保険料）総額が千六百万円、その場合に受け取れる年金額が二千六百万円となり、納めた保険料の約一・七倍の年金を受け取ることができる計算となります。

障害・遺族保障もあるから安心です

年金は、老後の生活を支えるだけではありません。万が一のときにも、年金を受け取ることができるのです。

国民年金の給付は次の3種類です (年金額は平成17年度)

老齢 基礎年金	保険料を25年以上(免除期間を含む)納めた方が65歳になったとき 年金額 794,500円(40年間保険料を納めた場合)
障害 基礎年金	加入中のけがや病気で重い障害が残ったとき 年金額 1級 993,100円 2級 794,500円
遺族 基礎年金	加入中に子を残して亡くなったとき 「子のある妻」または「子」が受け取ります。 年金額 1,023,100円(子が1人いる妻が受ける場合) 「子」とは18歳になった年度末までの間(障害のある子は20歳未満)にある子をいいます。

国民年金の保険料が未納となっている場合には、受け取ることができない場合もあります。保険料を忘れずに納付してください。経済的な理由で、保険料納付が困難な場合には、保険料を免除する制度や一時的に納付を猶予することができる制度もあります。

年金を受けている皆さんへ (老齢基礎年金・障害年金・遺族年金など)

こんな時にはこんな手続きを

★誕生日が来たとき

年金を引き続き受け取るためには、毎年誕生日に「年金受給権者現況届」(現況届)を社会保険業務センターに提出しなければなりません。これは、年金を引き続き受けるための権利があるかどうかを、毎年確認するためのものです。提出しないと、年金の支払いが一時止まってしまいますのでご注意ください。

★年金証書をなくしたときなど

「年金証書」を汚したり、なくしたりしたときは、「年金証書再交付申請書」を最寄りの社会保険事務所に提出して、「再交付」を受けてください。「年金証書」は、年金を受ける権利のあることを証明するものです。各種の届出や年金相談のときに必要になりますので大切に保管してください。

届出用紙は、社会保険事務所または役場国民年金係にあります。

★氏名が変わったとき

結婚や養子縁組などにより氏名が変わったときは、「年金受給権者氏名変更届」を最寄りの社会保険事務所に提出してください。その際に、戸籍謄本・住民票を添付し、必ず「年金証書」を添えて提出してください。

★年金受給者の家族の方へ

《死亡の届出》

年金を受けている方が死亡されたときは、遺族の方は「年金受給権者死亡届」に年金証書、死亡の事実を明らかにできる書類(戸籍謄本・死亡診断書など)を添えて、

★住所や年金の受取場所を 変えるとき

住所や支払いを受ける金融機関・郵便局を変更するときは、「年金受給権者住所・支払機関変更届」を最寄りの社会保険事務所に提出してください。ただし金融機関・郵便局の証明が必要です。

届出用紙は、社会保険事務所または役場国民年金係にあります。

速やかに最寄りの社会保険事務所または役場国民年金係に提出してください。届出が遅れますと、年金を受け取りすぎてあとで返さなければならなくなることもありま

すので、届出書は速やかに提出してください。この届出は、戸籍の死亡届とは別に必要なものです

《未支給年金の請求》

年金は、受けている方が死亡した月の分まで支払われますが、死亡日において支払われていない年金は、所定の要件を満たしている遺族の方に未支給年金として支払われます。

未支給年金を受けることができず、遺族は、受給者が死亡された当時、その方と生計を同じくしていた方です（配偶者、子、父母、孫、祖父母または兄弟姉妹の順に先順位となります）。

該当する方は、「未支給年金請求書」を住所地の国民年金係に提出してください。

《口座の解約》

銀行などで口座振込みにより年金を受けている方が死亡されたときには、遺族の方は、速やかに口座を解約してください。この解約が遅れますと、年金が払いすぎとなり、後日遺族の方から返していただくこととなる場合があります。

※社会保険事務所、年金相談センター等にお問い合わせの際には、年金証書に記載された基礎年金番号（十桁の番号）と年金コード（四桁の番号）が必要です。



学生納付特例制度をご存じですか？ 対象となる学校が拡大しました

●対象となる学生は・・・

日本国内に住むすべての人は、二十歳になった時から国民年金の被保険者となり、保険料の納付が義務づけられますが、学生については在学中の保険料納付を猶予する「学生納付特例制度」が設けられています。これは本人の前年の

所得が一定額以下（注1）の学生（注2）を対象としており申請に基づき適用されます。家族の方の所得の有無は問いません。
（注1）平成17年度の所得基準Ⅱ 118万円＋扶養親族数×38万円＋社会保険料控除等
（注2）学校教育法に規定する大

学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、厚生労働省で定める各種学校その他教育施設及び各種学校に在学する方（夜間・定時制課程や通信課程の方も含まれます）

●老齢基礎年金との関係

老齢基礎年金を受け取るためには、原則として保険料の納付済期間等が二十五年以上必要ですが、学生納付特例制度の承認を受けた期間、この「二十五年以上」という老齢基礎年金の受給資格期間に含まれることとなります。

ただし、老齢基礎年金の額の計算の対象には含まれませんので、将来満額の老齢基礎年金を受け取るために、十年間のうちに保険料を納付（追納）することができず、仕組みとなっています。

●障害基礎年金等との関係

障害や死亡といった不慮の事態が生じた場合に、その事態が発生した月の前々月までの一年間に保険料の未納があると障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられないときがあります。

しかし学生納付特例制度の承認を受けている期間は、保険料納付済期間と同様に受給要件の対象期間になりますので、万が一のときにも安心です。

国民年金に関するパンフレットあります

ご自由にお持ち帰りください（国民年金担当窓口）

- ・「もうすぐ60歳になられるあなたへ」
- ・「年金だより」4月号（隔月発行）
- ・「学生納付特例制度」
- ・「あなたの年金はこう変わる」
- ・「国民年金には保険料の納付が免除される制度があります」
- ・「国民年金の保険料は口座振替で」
- ・「北海道国民年金基金」

●申請手続きが必要ですが

この制度を利用するには、申請をして承認を受ける必要があります。「国民年金保険料学生納付特例申請書」に必要事項を記入し、住民登録をしている市区町村の国民年金担当窓口へ提出してください。

必要なものは・・・学生証または在学証明になるもの、学校の所在地 印鑑

※前年の所得を確認するため、申請は毎年度必要です。忘れずに手続きしましょう。

国民年金についてのご相談・お問い合わせは

役場町民課 国民年金係

☎27-2321（内線234）

または

苫小牧社会保険事務所 年金電話相談センター

☎0144-36-1165 へ

Q&Aコーナー

～皆さんからの問い合わせにお答えします～

- Q**：会社が倒産して失業したけど年金の手続きも必要なの？
A：第2号被保険者（厚生年金）から第1号被保険者（国民年金）となりますので取得の届出が必要です。
また、扶養している妻がいる方は種別変更の届出も必要です。届出には印鑑と離職証明書（退職日または厚生年金資格喪失日のわかるもの）をお持ちください。
なお、失業により保険料を支払うことが困難であると認められた場合、特例措置として免除の対象になります。雇用保険の「雇用保険受給資格者証」または「離職票」をお持ちください。